

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月14日
【届出者の氏名又は名称】	Kamgras 1 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 瀧田 啓太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Kamgras 1 株式会社 （東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1 株式会社をいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社カカコムをいいます。
- （注3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- （注7） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- （注8） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注9） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- （注10） 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- （注11） 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその

関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注12) 公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ（以下「DG」といいます。）及びKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付、2026年7月2日付、2026年7月7日付、2026年7月17日付、2026年7月31日付、2026年8月13日付、2026年8月27日付、2026年9月10日付及び2026年9月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2026年5月13日付公開買付開始公告（2026年5月19日付、2026年5月27日付及び2026年6月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年7月2日付、2026年7月7日付、2026年7月17日付、2026年7月31日付、2026年8月13日付、2026年8月27日付、2026年9月10日付及び2026年9月29日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を3,681円から3,682円に変更する旨を決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を本書提出日である2026年10月14日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月28日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、本公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加し、また、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

① 買付け等の期間

(2) 買付け等の価格

9 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以後に借入れを予定している資金

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

5 大量保有報告書等の提出状況

(2) 特別関係者が提出した書類

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ 公開買付届出書
第 1 【公開買付要項】
3 【買付け等の概要】
(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年 5 月13日から2026年10月14日まで (105営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金3,681円 第 8 回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第10回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第11回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第13回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第14回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第15回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第16回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第17回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第18回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第19回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第20回新株予約権 1 個につき、金 1 円
買付予定数の下限	34,941,000 (株) (注 1)
買付予定数の上限	— (株)
対象者の意見	対象者が2026年 5 月12日付で公表した「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2026年 5 月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年 7 月 2 日付で公表した「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「7 月 2 日付対象者プレスリリース」といいます。))によれば、その後、対象者は、2026年 7 月 1 日開催の対象者取締役会において、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 なお、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年 7 月17日時点、2026年 8 月13日時点、2026年 8 月21日時点、2026年 8 月28日時点、2026年 9 月11日時点及び2026年 9 月17日時点において、本特別委員会(下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。)による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年 7 月 2 日付の意見に変更はないとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年10月28日まで（115営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,682円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円
買付予定数の下限	34,941,000（株）（注1）
買付予定数の上限	—（株）
対象者の意見	対象者が2026年5月12日付で公表した「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年7月2日付で公表した「（変更）「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「7月2日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、その後、対象者は、2026年7月1日開催の対象者取締役会において、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 なお、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年7月17日時点、2026年8月13日時点、2026年8月21日時点、2026年8月28日時点、2026年9月11日時点、2026年9月17日時点及び2026年9月30日時点において、本特別委員会（下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。）による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

<後略>

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

＜前略＞

しかしながら、以下のような問題点を含む9月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表（以下「予告公開買付け」といいます。）を継続していることにより、対象者株式の市場株価は2026年9月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しております。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、対象者が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び対象者の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年9月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について対象者の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に対象者の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しております。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年9月中旬」から「未定」へ変更しております。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価される行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえます。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと考えております。かかる本提案者の態度は、対象者の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると考えております。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、KDDIとの間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができることを条件とする公開買付価格（以下「条件付き公開買付価格（本提案者）」といいます。）についても3,720円に変更しております。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格を2%上回る価格（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,754円であり、本9月29日付条件変更（以下に定義します。）後は3,755円。以下「KDDI価格閾値」といいます。）以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値を下回ります。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しております。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えております。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを2度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、対象者の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えております。

本提案者の上記のような態度は、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えております。このような状況下で、公開買付者としては、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に

変更することを決定し、2026年9月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年9月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本9月29日付条件変更」といいます。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、本9月10日付条件変更以降も、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設け、本公開買付けへの応募に関する協議を継続しておりますが、現時点で決定している事実はありません。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,992円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得します（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,681円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みです。

＜中略＞

なお、2026年7月17日時点、2026年8月13日時点、2026年8月21日時点、2026年8月28日時点、2026年9月11日時点及び2026年9月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース、7月2日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

- ① 本公開買付けの実施前
＜中略＞
- ② 本公開買付けの実施後（2026年10月21日（予定））
＜中略＞
- ③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2027年1月上旬（予定））
＜中略＞
- ④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027年1月中旬（予定））
＜中略＞
- ⑤ 本自己株式取得の実施後（2027年1月中旬（予定））
＜中略＞
- ⑥ 本再出資の実施後（2027年1月中旬以降（予定））
＜後略＞

(訂正後)

<前略>

しかしながら、以下のような問題点を含む9月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表（以下「予告公開買付け」といいます。）を継続していることにより、対象者株式の市場株価は2026年9月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しております。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、対象者が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び対象者の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上であり、本10月14日付条件変更（以下に定義します。）後は3,682円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年9月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について対象者の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に対象者の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しております。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年9月中旬」から「未定」へ変更しております。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえます。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと考えております。かかる本提案者の態度は、対象者の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると考えております。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、KDDIとの間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができることを条件とする公開買付価格（以下「条件付き公開買付価格（本提案者）」といいます。）についても3,720円に変更しております。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格を2%上回る価格（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,754円であり、本10月14日付条件変更（以下に定義します。）後は3,756円。以下「KDDI価格閾値」といいます。）以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値を下回ります。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しております。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えております。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを2度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、対象者の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えております。

本提案者の上記のような態度は、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えております。このような状況下で、公開買付者としては、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年9月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年9月29日より起算して10営業日を

経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本9月29日付条件変更」といいます。）。

本9月29日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、対象者株式の市場株価は2026年10月14日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しております。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えております。特に、公開買付者としては、本提案者による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えております。本提案者として公開買付け（本提案者）が対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待される場所、現時点においてもその開始時期は明らかにされておられません。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、対象者の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、対象者の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとするのが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えております。そこで、公開買付者は、本9月29日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,681円から3,682円に変更することを決定し、2026年10月14日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月14日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月28日まで延長し、合計115営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本10月14日付条件変更」といいます。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本9月29日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しておりますが、現時点で決定している事実はありません。

<中略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,993円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得します（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,682円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みです。

<中略>

なお、2026年7月17日時点、2026年8月13日時点、2026年8月21日時点、2026年8月28日時点、2026年9月11日時点、2026年9月17日時点及び2026年9月30日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことで

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース、7月2日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

- ① 本公開買付けの実施前
＜中略＞
- ② 本公開買付けの実施後（2026年11月5日（予定））
＜中略＞
- ③ 本スクイズアウト手続の実施後（2027年1月中旬（予定））
＜中略＞
- ④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027年2月上旬（予定））
＜中略＞
- ⑤ 本自己株式取得の実施後（2027年2月上旬（予定））
＜中略＞
- ⑥ 本再出資の実施後（2027年2月上旬以降（予定））
＜後略＞

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

① 【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

(訂正前)

<前略>

しかしながら、以下のような問題点を含む9月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が予告公開買付けを継続していることにより、対象者株式の市場株価は2026年9月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しております。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、対象者が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び対象者の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年9月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について対象者の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に対象者の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しております。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年9月中旬」から「未定」へ変更しております。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）」にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえます。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと考えております。かかる本提案者の態度は、対象者の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると考えております。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても3,720円に変更しております。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値を下回ります。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しております。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えております。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを2度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、対象者の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えております。

本提案者の上記のような態度は、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えております。このような状況下で、公開買付者としては、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,681円に変更することを決定いたしました。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、本9月10日付条件変更以降も、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設け、本公開買付けへの応募に関する協議を継続しておりますが、現時点で決定している事実はありません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

しかしながら、以下のような問題点を含む9月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が予告公開買付けを継続していることにより、対象者株式の市場株価は2026年9月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しております。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、対象者が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び対象者の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上であり、本10月14日付条件変更後は3,682円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年9月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について対象者の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかなです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に対象者の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しております。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年9月中旬」から「未定」へ変更しております。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえます。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと考えております。かかる本提案者の態度は、対象者の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると考えております。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても3,720円に変更しております。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値（本10月14日付条件変更後は3,756円）を下回ります。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかなです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しております。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えております。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを2度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、対象者の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかなであると公開買付者としては考えております。

本提案者の上記のような態度は、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えております。このような状況下で、公開買付者としては、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,681円に変更することを決定いたしました。

本9月29日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、対象者株式の市場株価は2026年10月14日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しております。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えております。特に、公開買付者としては、本提案者

による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えております。本提案者として公開買付け（本提案者）が対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待されるところ、現時点においてもその開始時期は明らかにされておりません。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、対象者の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、対象者の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとするのが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えております。そこで、公開買付者は、本9月29日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,682円、本自己株式取得価格を2,993円に変更することを決定いたしました。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本9月29日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しておりますが、現時点で決定している事実はありません。

<後略>

②【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

(ii) 買付け等の価格の算定の基礎

ア 普通株式

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定いたしました。

本9月29日付条件変更後の本公開買付価格である3,681円は、本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して73.55%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.04%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して88.87%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して69.94%のプレミアムとなる価格となります。

また、本9月29日付条件変更後の本公開買付価格である3,681円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して32.70%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して51.98%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.00%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して70.97%のプレミアムとなる価格となります。また、本9月29日付条件変更後の本公開買付価格である3,681円は、2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して25.85%のプレミアムとなる価格となります。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、本9月29日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,681円から3,682円に変更することを決定いたしました。

本10月14日付条件変更後の本公開買付価格である3,682円は、本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して73.60%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.08%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して88.92%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して69.99%のプレミアムとなる価格となります。

また、本10月14日付条件変更後の本公開買付価格である3,682円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して32.73%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.02%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.05%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.02%のプレミアムとなる価格となります。また、本10月14日付条件変更後の本公開買付価格である3,682円は、2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して25.88%のプレミアムとなる価格となります。

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(訂正前)

＜前略＞

なお、2026年7月17日時点、2026年8月13日時点、2026年8月21日時点、2026年8月28日時点、2026年9月11日時点及び2026年9月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

(訂正後)

＜前略＞

なお、2026年7月17日時点、2026年8月13日時点、2026年8月21日時点、2026年8月28日時点、2026年9月11日時点、2026年9月17日時点及び2026年9月30日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

(3)【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い105営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い115営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年12月上旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年12月中旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**(1) 【買付け等の期間等】****① 【買付け等の期間】**

(訂正前)

買付け等の期間	2026年5月13日（水曜日）から2026年10月14日（水曜日）まで（105営業日）
公告日	2026年5月13日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

(訂正後)

買付け等の期間	2026年5月13日（水曜日）から2026年10月28日（水曜日）まで（115営業日）
公告日	2026年5月13日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき	金3,681円
新株予約権証券	第8回新株予約権 第10回新株予約権 第11回新株予約権 第13回新株予約権 第14回新株予約権 第15回新株予約権 第16回新株予約権 第17回新株予約権 第18回新株予約権 第19回新株予約権 第20回新株予約権	1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円
新株予約権付社債券	—	
株券等信託受益証券 ()	—	
株券等預託証券 ()	—	

(訂正後)

株券	普通株式1株につき	金3,682円
新株予約権証券	第8回新株予約権 第10回新株予約権 第11回新株予約権 第13回新株予約権 第14回新株予約権 第15回新株予約権 第16回新株予約権 第17回新株予約権 第18回新株予約権 第19回新株予約権 第20回新株予約権	1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円
新株予約権付社債券	—	
株券等信託受益証券 ()	—	
株券等預託証券 ()	—	

9【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	448,735,128,327
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	620,000,000
その他(c)	35,000,000
合計(a)+(b)+(c)	449,390,128,327

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(121,905,767株)に、本公開買付価格(3,681円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	448,857,034,094
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	620,000,000
その他(c)	38,000,000
合計(a)+(b)+(c)	449,515,034,094

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(121,905,767株)に、本公開買付価格(3,682円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

(訂正前)

イ 【金融機関】

<中略>

- (注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行から、15,712,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社きらぼし銀行から、13,864,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から、9,242,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

<中略>

- (注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、野村キャピタル・インベストメント株式会社から、42,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

イ【金融機関】

<中略>

- (注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年10月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年10月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行から、15,712,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年10月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社きらぼし銀行から、13,864,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年10月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から、9,242,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年10月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

<中略>

- (注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、野村キャピタル・インベストメント株式会社から、42,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年10月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること（ただし、対象会社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。）を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

1 1 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年10月21日(水曜日)

(訂正後)

2026年11月5日(木曜日)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

5 【大量保有報告書等の提出状況】

(2) 特別関係者が提出した書類

(訂正前)

株式会社デジタルガレージ

<中略>

書類の名称	変更報告書 No.94
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	法定の提出期限日である2026年10月6日までに提出予定
提出先	関東財務局長

<後略>

(訂正後)

株式会社デジタルガレージ

<中略>

書類の名称	変更報告書 No.94
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	2026年9月30日
提出先	関東財務局長

書類の名称	変更報告書 No.95
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	法定の提出期限日である2026年10月21日までに提出予定
提出先	関東財務局長

<後略>

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年10月14日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年5月13日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。